

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

税務ニュース

No. 502

令和4年3・5月号

<https://www.hongohojin.or.jp/>

【目次】

令和4年度 税制改正大綱 —— 2～3

法人会会員店特集 —— 4～5

税務署だより —— 6

都税事務所だより —— 7

法人会の活動 —— 8～9

令和4年度 研修会・講演会予定表 —— 10

事務局だより —— 11



「ツツジ回廊」(根津神社) 高島賢
(画像提供 文京区観光協会)

令和4年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

～電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の宥恕措置、 「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり～

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与の比較から継続雇用者給与の比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与で比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乘せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が15%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が10%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、下記のとおり

- ①10万円未満の少額の減価償却資産については、全額損金として処理できる制度
 - ②中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理できる制度
 - ③一括償却資産として、20万円までの減価償却資産について、3年間で均等償却できる制度
- の3つの制度がありますが、令和4年度税制改正では、

この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。

大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

■隠蔽仮装行為の場合の損金不算入

隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合、又は確定申告書を提出していなかった場合に、確定申告書に記載しなかった費用について、下記の費用を除き損金算入できないこととなります。

- ①帳簿書類などで、売上原価の額又は費用の額等起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合
- ②帳簿などで、売上原価の額又は費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合で、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額

令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期限を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	2,000万円		10年

認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅			
令和4年・5年	5,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	4,500万円		

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
ZEH水準省エネ住宅			
令和4年・5年	4,500万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,500万円		
省エネ基準適合住宅			
令和4年・5年	4,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,000万円		

※ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

■**認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除**
住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

■**一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度**

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないことになります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

①完全子法人株式等に係る配当等

②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

■**上場株式等の配当について大口株主の変更**

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いましたが、配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。

いずれも令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

■**適格請求書発行事業者登録について**

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。が、機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

■**国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限**

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めなければいけないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を拒否することができることとされます。また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を取消することができることとされます。

相続税・贈与税

■**住宅取得資金の贈与税の非課税制度**

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日までへと2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、下記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	500万円

■**事業承継税制の特例計画の提出期限の延長**

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

■**財産債務調書制度の見直し**

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることになります。

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

■**電子取引の電磁的記録の保存義務化の猶予措置**

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われます。

☆記事内容についてのお問合せは...

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

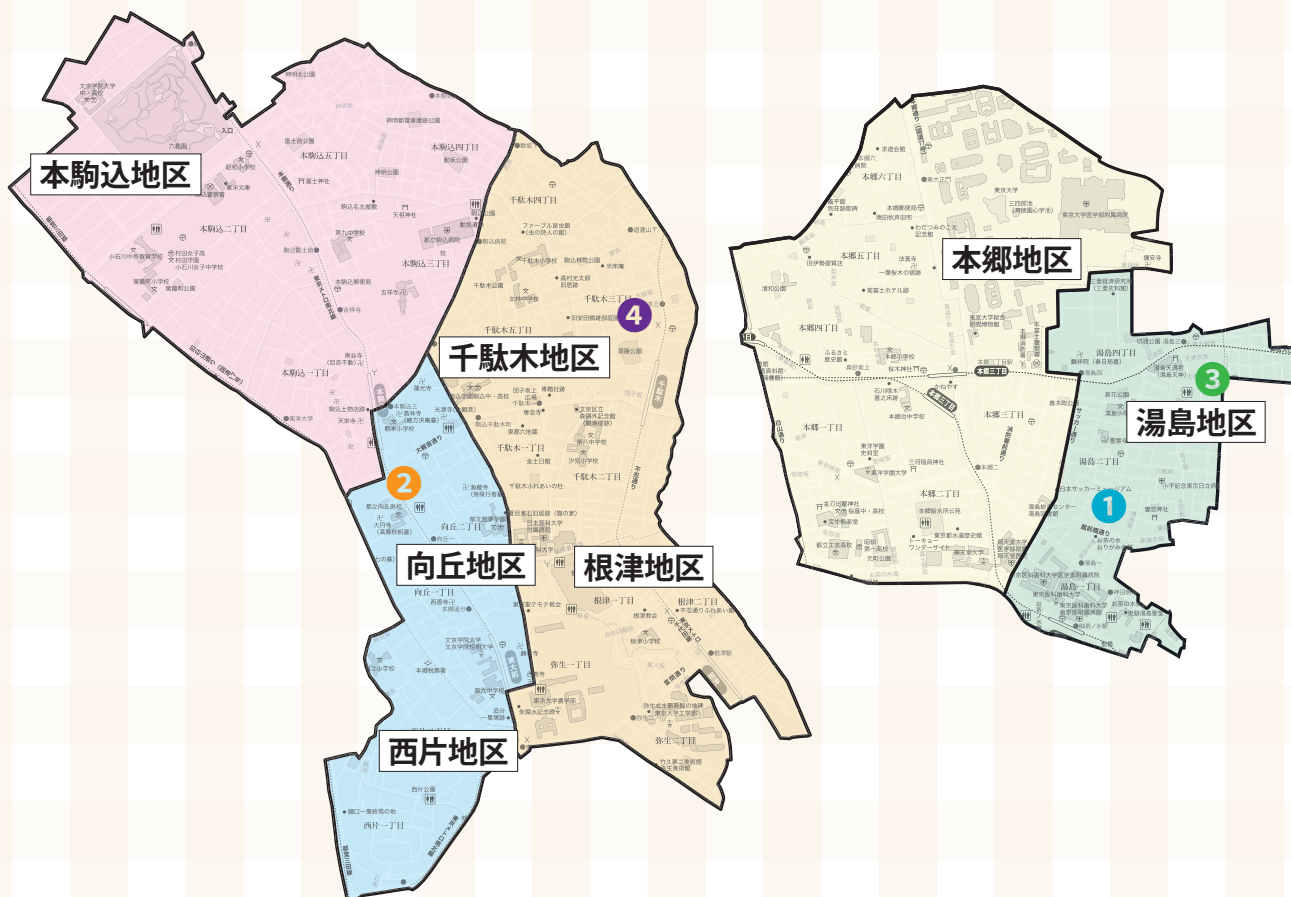
TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

法人会会員店特集



1

洋菓子 オザワ洋菓子店

東京都文京区本郷 3-22-9
TEL. 03-3815-9554
営業時間：10:30～18:00 頃
定休日：日曜日・月曜日



文京区で創業し、55年経ちます。自家製をモットーにし、デコレーションケーキ（ご予約制）、ショートケーキ類や焼き菓子をご用意しております。ケーキのお取置きや、ご予約もできますので、お電話にてご連絡下さいますようお願いいたします。

2

日本料理 割烹かねこ



東京都文京区向丘 2-12-2 彰文居
TEL. 03-3821-1008
定休日：月曜日（祝日の場合は火曜日）
URL. <http://www.kappou-kaneko.com>



文京の地で 90 年
菊炭を敷き詰めた小庭と古より受け継がれる石灯籠が出迎える入口を入り、藍染の暖簾をくぐると、そこには本郷通りの喧騒を忘れる木の香漂う和の空間が広がります。日本人の大切にしてきた季節の移ろいや行事を感じながら、料理を間に緩やかなひと時をお楽しみください。
老舗の味をご家庭で味わえる割烹弁当、鴨鍋のテイクアウトもご用意しております。

3

居酒屋ノ場 シンスケ



東京都文京区湯島 3-31-5
TEL. 03-3832-0469
定休日：日曜日・祝日
URL. <https://www.shinsuketokyo.com/>



うまい酒「両関」と季節の酒肴
天神下で今宵も一献

※「居酒屋ノ場」とは、居酒屋
と酒場から作った造語

4

焼肉 済州島

東京都文京区千駄木 3-27-8
TEL. 03-3822-3875

営業時間：17:00 ～ 23:00
定休日：火曜日

URL. <https://r.gnavi.co.jp/g570000/>



千駄木駅徒歩 3 分、当店では 4 名様～ 60 名様まで対応、全 13 室の個室をご用意しております。企業での歓送迎会などのご宴会から、地域のお集まり、接待やご家族連れでのお食事など様々なシーンで使い分けができます。ゆったり 3 時間の食べ飲み放題コースは全 4 コース。8,000 円（税込）で国産和牛を満喫できます。少人数でのご来店には、一番人気のシャトーブリアンも入った定番お肉、一品料理、お食事、デザートまで付いたセットがおすすめ！
ご来店を是非お待ちしております。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業時間等が変更になっている場合がありますので、各店にご確認ください。

税務署だより

tax office message

2022年度税務職員募集

Pride of the Specialist～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受 験 資 格

- 1 2022（令和4）年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者（2019（平成31）年4月1日以降に卒業した者が該当する。）及び2023（令和5）年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申 込 手 続

- 1 申込方法
インターネット申込み（人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。）
- 2 受付期間
令和4年6月20日（月）9時から令和4年6月29日（水）[受信有効]まで
- 3 受験案内交付期間
令和4年5月6日（金）から令和4年6月29日（水）まで 9時から17時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
（注）人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

人事院国家公務員試験
【採用 NAVI】

◇ 試 験 日

- 第1次試験 令和4年9月4日（日）
第2次試験 令和4年10月12日（水）から令和4年10月21日（金）までのうち指定された日時

採用関係お役立ち
リンク集

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係（代表）03-3542-2111 内線2162

令和5年10月1日からインボイス制度開始！

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中！

インボイス制度
特設サイト

インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！



●インボイスに関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。



説明会サイト

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

令和4年度の固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月1日(水)に発送します。6月30日(木)までにお納めください。なお、納税通知書は、郵便局の配達状況により発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。

固定資産税・都市計画税(23区内)は、ペイジー対応のATM、パソコン・スマートフォン等からインターネットバンキング・モバイルバンキングやクレジットカードでも納付できます。また、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

さらに、納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。

【口座振替のお問い合わせ先】

主税局徴収部納税推進課 03-3252-0955



納税証明・評価証明の申請には電子申請をご活用ください！

自宅やオフィスのパソコンから
「東京共同電子申請・届出サービス」を利用して申請・手数料納付が出来ます！

■ 交付申請が可能な証明

- ・ 納税証明(車検用納税証明は除きます。)
- ・ 滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・ 酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・ 23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明

■ 注意事項等

- ◎納税義務者本人からの申請が対象です。(代理人申請不可)
- ◎個人申請ではマイナンバーカードとICカードリーダーが必要です。
- ◎法人申請では各種電子証明書とICカードリーダー(ICカード型証明書の場合)が必要です。

申請可能な証明の種類や詳細な手続 Q&A については、
主税局ホームページをご確認ください。



主税局 HP

はじめて学ぶ! 会社の数字 —初心者の方にわかりやすく解説—

2月17日(木) から文京学院大学生涯学習センターにおいて開催していた「はじめて学ぶ! 会社の数字」が、3月10日(木) に終了しました。

この講座は全3回シリーズで、文京学院大学生涯学習センター講師である上岡史郎先生から収益と費用と利益の関係、損益分岐点の基礎知識、具体的企業の財務分析等を分かりやすく解説いただきました。



▲講師を務める上岡史郎先生

第16回法人会全国女性フォーラム静岡大会に参加 女性部会長 飯村 早苗

4月14日(木) 全国女性フォーラム静岡大会がツインメッセ静岡で開催されました。全国より1300名以上の部会員が集い、全席指定のテーブル席で記念講演から式典、お弁当での懇親会までが執り行われました。

フォーラムに先立ち行われた全法連女連協役員等による情報交換会では、「女性部会としてどのように食品ロスに取り組むか」「with コロナの女性部会活動」の2点について活発な討議が行われました。

記念講演は俳優の別所哲也氏の「ショートフィルムのチカラ!」。氏の主宰する短編映画祭の出品作を上映しながら、多様な価値観、多様なあり方を受け入れる社会を、映画を通して語り合い分かち合っ

て欲しいと述べられました。曇天で最後まで富士山は望めませんでしたが、コロナ禍の中、苦勞して準備下さった静岡の皆様へ心より感謝しつつ、来年4月愛媛での再会を楽しみに帰路につきました。



▲女性フォーラム会場の様子



▲全法連女連協役員の皆様(前列左端・飯村部会長)

女性部会が社会貢献活動を実施 —未使用タオルを「ゆしまの郷」に寄贈—

4月5日(火)、女性部会では社会貢献活動の一環として、未使用タオルを特別養護老人ホーム「ゆしまの郷」に寄贈しました。



「ゆしまの郷」の中谷施設長(左)と女性部会・飯村部会長(中央)、吉田副部会長(右)

「活動報告会」を開催 青年部会・女性部会

4月20日(水)、医科器械会館において「第11回 青年部会・女性部会活動報告会」を開催しました。昨年度に引き続きコロナ禍であることを踏まえ、参加人数の制限やオンライン配信による講演等により行いました。

第1部では両部会から令和3年度事業報告及び収支決算の報告をはじめ、令和4年度の事業計画、収支予算等を説明した後、来賓として五十嵐会長及び横矢本郷税務署長からご祝辞をいただきました。

第2部では特別講演会として、吉田久夫前副会長から「私の履歴書～勤続50年～」と題してご講

演いただきました。昭和49年、実兄が代表を務める吉田モータースに入社されてから長きにわたり地域経済の動向や自動車業界の移り変わりを、目の当たりに見てきた“生の声”をご自身の実体験を交えながらお話しいただきました。

2年以上にわたる新型コロナウイルスの影響により、行事の中止や縮小を余儀なくされる等、思うような活動がなかなかできない状況が続いていますが、知恵を出し、工夫をしながらこのような状況でもできることは何か、ということを考えながら令和4年度も各種事業に取り組んでまいります。



▲吉田青年部会長による
あいさつ



▲飯村女性部会長による
あいさつ



▲来賓祝辞を述べる五十
嵐会長



▲来賓祝辞を述べる横矢
本郷税務署長



▲吉田前副会長による特
別講演会

本郷法人会では、ホームページのリニューアルに向けて準備を進めております。

より見やすく、分かりやすいデザインに変更し、タイムリーな情報提供に努めてまいります。また、自社PRなどに活用いただくため、新たに会員紹介のページも掲載いたします。

つきましては、会員紹介ページの作成にあたり今後、業種や取り扱い商品などの確認をさせていただきますので、その際はご協力のほどよろしくお願いいたします。

【参考】本郷法人会 会員業種一覧

大分類	概数
建設業	約90
製造業	約120
情報通信業	約30
運輸業、郵便業	約10
卸売業、小売業	約260
金融業、保険業	約30

大分類	概数
不動産業、物品賃貸業	約100
宿泊業、飲食サービス業	約150
教育、学習支援業	約10
医療、福祉	約20
その他サービス業など	約470

※令和4年3月31日現在

※この一覧は、会員様から提出された申込書をもとに事務局で把握しているものです。

あなたもぜひ
参加してみませんか

令和4年度 保存版 研修会・講演会予定表

	事業名	日 程		時間・場所	内 容
1	新設法人説明会	令和4年 4月19日(火) 6月28日(火) 8月23日(火) 10月5日(水) 12月8日(木)	令和5年 2月22日(水)	時間:13:30～16:00 場所:本郷税務署大会議室	新たに会社を設立された経営者向けに「法人税」や「源泉所得税」の基本的な仕組みを項目ごとに説明します。
2	決算法人説明会 インボイス制度説明会	令和4年 4月22日(金) 5月17日(火) 6月14日(火) 7月26日(火) 8月9日(火) 9月13日(火) 10月13日(木)	11月11日(金) 12月14日(水) 令和5年 1月13日(金) 2月21日(火) 3月8日(水)※	決算法人説明会 時間:13:30～15:30 インボイス制度説明会 時間:15:30～16:00 場所:本郷税務署大会議室 ※3月8日(水) 場所:文京シビックホール	決算期を迎えた法人に対して適正な申告をしていただくため留意点など基本的な事項を説明します。
3	法人税の基礎講座 【研修シリーズ】 (全6回)	令和4年 9月15日(木) 10月6日(木) 10月20日(木)	11月2日(水) 11月17日(木) 12月1日(木)	時間:13:30～16:30 場所:本郷税務署大会議室	実務を担当する方を対象に法人税の申告書作成のための研修内容です。
4	源泉基礎講座 (全3回)	令和4年 6月2日(木) 9月8日(木) 11月28日(月)		時間:14:00～16:00 場所:本郷税務署大会議室	実務を担当する方を対象に源泉所得税事務の要点を説明します。
5	税法等研修会	令和4年 ①6月22日(水) ②9月9日(金)		①時間:15:00～17:00 場所:本郷税務署大会議室 ②時間:14:00～15:30 場所:都税事務所会議室	国税や地方税の改正事項を分かりやすく説明します。

その他セミナー等の予定

☆労務セミナー(7月13日)

☆税務署長講演会&特別講演会(11月)

☆年末調整説明会(11月)

☆酒税法とワインセミナー(11月)

☆セミナー・オンデマンド

【インターネット環境が整っていれば24時間アクセス可能で時間を気にせずいつでも受講できます】

☆セミナーDVDレンタルサービス

【会社や自宅にしながら、インターネットから見たいDVDの予約ができます。ご登録いただいた住所にお届けし、返却は郵便ポストに投函するだけ】

※感染症拡大状況等によって、中止・変更になる場合がございます。あらかじめご了承ください。

※詳細については法人会ホームページをご覧ください。

本郷法人会

検索



事務局だより

本郷法人会第11回通常総会のお知らせ

日 時：令和4年6月13日（月）15:30開会

場 所：東京ガーデンパレス「高千穂の間」（文京区湯島1-7-5 TEL 3813-6211）

第1部 総会【15:30開会】

黙 祷

定数報告・開会のことば

会長あいさつ

感謝状及び特別感謝状の贈呈

令和3年度会員増強功労者感謝状の贈呈

議長選出

議事録署名人選出

議 事

【承認事項】

(1) 第1号議案 令和3年度決算報告承認の件

【報告事項】

(1) 令和3年度事業報告の件

(2) 令和4年度事業計画報告の件

(3) 令和4年度収支予算報告の件

議長退席

来賓紹介

来賓祝辞

閉会のことば

第2部 記念講演会（無料）【16:40～17:50】

演題：「刑事の現場ノウハウを学ぶ!!!」

お客様との信頼関係の築き方

講師：一般社団法人日本刑事技術協会

代表理事 森 透匡 氏

第3部 懇談会【18:00～19:30】

懇談会費：7,000円／1名（着座式：48名まで）

（懇談会にご出席の方のみ当日申し受けます）

※ご欠席の場合には必ず「委任状」をご提出くださいますようお願いいたします。

※感染症拡大状況によって、変更になる場合がございます。

我社の一言 PR

☎ 会社名：合同会社 MILITIVE

☎ 代表者：後藤 豊

☎ 所在地：文京区湯島3-13-2 JC湯島ビル3F

☎ T E L：03-6284-4161

☎ F A X：03-6284-4161

☎ U R L：http://militive.co.jp

弊社は2016年の創業以来、ミリタリー商品に特化した事業を展開し、国内外の企業様およびお客様とともに成長してまいりました。近年では米国国防総省へ納品されている商品の取り扱いも増え、官公庁様や警備会社様等への日本国内での販路拡大を図っております。

●口座振替による会費納入のお願い

会費納入にご協力いただき誠にありがとうございます。

当会では、口座振替による会費納入をお願いしております。その年度分（4月～翌年3月）を一括でご指定の金融機関から口座引き落としさせていただきます。

振込手数料のかからない口座振替をぜひご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

●変更が生じたら…

社名、代表者、住所等、変更が生じましたらお手数ですが、事務局までお知らせください。

3・5月号 編集後記

青葉の美しい季節になり、皆様いかがお過ごしでしょうか。コロナ禍3年目、新しい年度がスタートし、早1か月が経ちました。広報委員会として、10年ぶりにホームページをリニューアルし、近日中に皆さまへ公開予定です。スマホでも見やすいページにしました。会員の皆様にもっとご覧いただけるよう、内容も今後充実させてまいります。ぜひお時間があるときにご覧ください。（埴 英幸 記）



従業員の退職金準備は 東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- | | |
|-----|--------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます |
| その7 | 簡単な申込手順で加入できます |

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日) P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaihyo.or.jp/>